

とちぎ広域消防事務組合職員福利厚生事業規則

〔平成28年3月18日〕  
規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、とちぎ広域消防事務組合（以下「組合」という。）職員の福利厚生事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づく福利厚生増進のための事業の一部をとちぎ広域消防事務組合職員福利厚生会（以下「組合厚生会」という。）に委託する。

(交付金)

第3条 組合長は、組合厚生会に対し、前条の事業に要する費用を毎年度予算の範囲内において交付することができる。

(施設の使用)

第4条 組合厚生会は、組合長の許可を受け、組合で管理する施設を使用することができる。

(報告)

第5条 組合厚生会は、規約の制定、改廃、事業計画、役員を選出及び毎年度予算・決算その他組合長が必要と認める事項について遅滞なく組合長に報告しなければならない。

附 則（平成28年3月18日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。